

## 入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札（事後審査型入札）について次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 15 日

稲敷市長 田口久克

入札対象工事	<p>1. 工事名 平成25年度稲敷市公共サイン整備工事</p> <p>2. 工事場所 稲敷市内</p> <p>3. 工事概要 公共サイン整備工事 一式                  主要誘導サイン(表示板取替) 11台                  導入サイン(新設) 5台                  主要誘導サイン(新設) 3台                  歓迎サイン(サブサインA) 1台                  歓迎サイン(メインサイン) 2台                  計22基</p> <p>4. 工期 契約締結の翌日から平成26年2月28日まで</p> <p>5. 予定価格 86,194,500 円 (消費税及び地方消費税を含む。)</p> <p>6. 最低制限価格 設定している。</p>
入札参加形態	単体とする。
入札参加資格 (右欄に掲げる要件を全て備えていること)	<p>1. 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく稲敷市の入札参加制限を受けていない者。</p> <p>2. 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、とび・土工工事業の許可を有する者。</p> <p>3. とび・土工工事業において、法第15条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。</p> <p>4. 茨城県内に法に基づく本店、支店又は営業所を有する者。</p> <p>5. 稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年稲敷市告示第2号。以下「規程」という。）第12条の規定による平成25、26年度稲敷市競争入札参加資格者名簿の登録時において、とび・土工・コンクリート工事の総合評定値(P)が750点以上の者であること。</p> <p>6. 過去10年以内に国内において、国又は地方公共団体（公団又は公社を含む。）から同種工事（道路標識案内、看板設置工事、公共サイン整備工事等をいう。）を元請けとして受注し、完成・引き渡し完了した実績があること。</p> <p>7. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号。）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。</p> <p>8. この公告の日から入札日までの間において、規程第37条又は第38条に規定する指名停止等の措置を受けていないこと。</p> <p>9. 当該工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>10. 法19条の2に規定する現場代理人を専任配置し、法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者にあつては、引き続き3箇月以上の雇用関係のある者に限る。</p> <p>11. 契約締結日から1年7箇月以内の審査基準日の経営事項審査を受けている者であること。</p>
入札参加申請	<p>入札参加を希望する者は、稲敷市事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年告示第28号）第7条に規定する「事後審査型一般競争入札参加申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）」を次に掲げるところにより提出し、受付印付の申請書の写しの交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 参加申請の受付期間                  平成 25 年 10 月 15 日 (火) 午前9時から                  平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後5時まで</p> <p>(2) 参加申請書の提出場所                  稲敷市役所江戸崎庁舎 2 F 管財課</p>
設計図書等の閲覧	設計図書等は、稲敷市ホームページ又は次のとおり閲覧又は貸与に供する。

<p>覧，貸与</p>	<p>(1) 閲覧又は貸与期間  平成 25 年 10 月 15 日 (火) 午前9時から  平成 25 年 11 月 5 日 (火) 午後4時まで  (正午から午後1時までを除く)  (貸与は，原則として1業者1回を限度とし，貸与を受けた日から翌日の午前10時まで返却しなければならない。また貸与を受ける翌日が土曜日，日曜日又は祝日法による休日(以下「休日等」という。)に当たる場合は，貸与を受けた日の午後4時までとする。)</p> <p>(2) 閲覧又は貸与場所  稲敷市役所江戸崎庁舎2F 管財課</p>
<p>設計図書等に対する質疑，回答</p>	<p>設計図書等に対して質疑がある場合は，軽微なものを除き稲敷市建設工事執行に関する事務取扱要領(平成17年稲敷市告示第66号。以下「取扱要領」という。)第18条に規定する質疑応答書(様式第11号)を次のとおり提出するものとし，口頭での質疑はできない。ただし，緊急を要する場合はFAXにより質疑応答書を送付することができるが，入札日までに原本を提出しなければならない。</p> <p>(1) 質疑受付期間  平成 25 年 10 月 15 日 (火) 午前9時から  平成 25 年 10 月 30 日 (水) 午後4時まで(必着)  (正午から午後1時までを除く)</p> <p>(2) 質疑に対する回答  回答期間  平成 25 年 10 月 15 日 (火) 午前9時から  平成 25 年 11 月 1 日 (金) 午後4時まで  (正午から午後1時までを除く)</p> <p>回答方法  回答は，送付を受けた質疑応答書をもって行い，質問者へFAXで回答するものとする。</p> <p>(3) 質疑応答書の閲覧  質疑応答書は，稲敷市役所ホームページ及び稲敷市役所江戸崎庁舎2F管財課において閲覧に供する。</p>
<p>現地説明会</p>	<p>実施しない</p>
<p>入札</p>	<p>(1) 日時  平成 25 年 11 月 6 日 (水) 午前 10 時</p> <p>(2) 場所  稲敷市役所江戸崎庁舎 2F 会議室</p> <p>(3) 持参書類  ・申請書の写し(受付印付のもの)  ・質疑応答書(質疑がない場合も含む。)  ・委任状(代理人が入札に参加する場合。取扱要領第19条の規定による様式第12号をいう。)  ・入札書(取扱要領第17条の規定による様式第10号をいう。)  ・工事費内訳書(入札書に記載された入札金額に対応したもの)</p> <p>(4) 方法  ① 入札は，入札書により行うものとし，本人又は委任状による委任を受けた代理人が入札するものとし，郵送及び電送による入札は認めない。  ② 入札に際しては，地方自治法(昭和22年法律第67号)，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等関係法令を遵守すること。  ③ 入札に当たり競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等について如何なる相談も行わず，独自に入札価格を定めなければならない。また落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。  ④ 入札参加者が連合し，又は不誠実な行為をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは，当該入札参加者を入札に参加させず，又は入札の執行を延期若しくは取り止めることがある。  ⑤ 入札参加者の数が2に満たない場合は，入札を執行しない。  ⑥ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので，入札者は消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず，見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

	<p>⑦ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。</p> <p>⑧ 入札執行回数は、1回とする。</p> <p>⑨ 工事内訳書の提出  ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。この場合において、契約上の権利義務を生じるものではない。  イ 様式の定めはないが、工事区分及び工種等ごとに数量及び金額を明らかにし、端数処理を除き、値引き又は割引等理由のない減額項目を記載してはならない。  ウ 提出された工事内訳書は返却しない。提出された工事内訳書は、原則として公開する。</p> <p>(5) 入札保証金  免除する。</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。</p> <p>① 参加する資格を有しない者のした入札</p> <p>② 入札について不正の行為があった場合</p> <p>③ 入札書に記載した金額を訂正した入札その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合</p> <p>④ 指定の入札執行日時までに到達しない場合</p> <p>⑤ 入札書を2通以上提出した場合</p> <p>⑥ 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合</p> <p>⑦ 代理人が署名又は記名捺印のある委任状を持参しない場合</p> <p>⑧ 工事費内訳書の提出がない場合、又は入札書に記載した金額と工事費内訳書に記載された合計額とが一致しない入札</p> <p>⑨ この公告において示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした入札並びにこの公告において示した入札の条件に違反した場合</p> <p>⑩ 前9号のほか、この公告において示した条件に違反した場合</p>
落札候補者の決定	<p>(1) 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格の入札者とする。</p> <p>(2) 落札候補者となるべき同一金額の入札をした者が2人以上となったときは当該入札者に対し、落札候補者を決定するくじを引く順序を決定するくじを引かせた後、その順序により落札候補者を決定するくじを引かせて、落札候補者を決定するものとする。</p>
資格要件の確認・落札者の決定	<p>(1) 落札候補者となった者は、次に掲げるとおり競争入札参加資格の確認を受けるとする。</p> <p>① 参加資格確認申請書等の受付期間  平成 25 年 11 月 8 日 (金) まで  午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く)</p> <p>② 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程第15条第2項の規定による競争入札参加資格確認申請書 (様式第13号)</li> <li>・ 規程第15条第2項の規定による競争入札参加資格確認資料 (様式第14号)</li> <li>・ 規程第3条第1項第3号に規定する施工実績調書 (様式第8号) 及び施工実績調書に記載した工事の契約書の写し</li> <li>・ 規程第3条第1項第3号に規定する主任 (監理) 技術者の配置 (様式第9号) 及び請負額が2,500万円以上の建設工事にあつては、主任技術者又は監理技術者の資格を確認できるものの写し</li> <li>・ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者にあつては、健康保険被保険者証その他3箇月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること</li> <li>・ 契約締結日から1年7箇月以内の審査基準日の経営規模等評価結果通知書の写し</li> </ul> <p>(2) 落札者の決定は、参加資格確認申請のあった日から起算して3日以内 (休日等は除く) に行うものとする。</p> <p>(3) 参加資格確認申請を審査した結果、落札者を決定したときは、取扱要領第23条第3項に基づく落札者決定通知書 (様式第15号) を落札者に通知するものとする。</p> <p>(4) 参加資格確認申請を審査した結果、参加資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を失格とし、競争入札参加資格取消通知書により通知し、以後入札価格の低い順に審査を実施するものとし、競争入札参加資格を満たしている者が確認できるまで行うものとする。</p>

	<p>(5) 当該入札の落札候補の失格者は、市長に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、通知を受け取った日から5日以内に任意様式による書面を提出しなければならない。(郵送等による送付は認めない。)</p>
契約保証金	<p>次に掲げるいずれかの保証を付すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 契約保証金の納付</li> <li>② 契約保証金に代わる担保として国債の提供</li> <li>③ 銀行等又は保証事業会社の保証</li> <li>④ 公共工事履行保証証券による保証</li> <li>⑤ 履行保証保険の締結</li> </ol>
支払い条件	<p>(1) 前払金 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の10分の4以内の金額を請求できる。</p> <p>(2) 中間前払金 請求できない。</p> <p>(3) 部分払 取扱要領第6条の規定により、工期が180日以上で設計金額が1,000万円以上である場合に請求できる。</p>
その他	<p>(1) 落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。</p> <p>(2) 落札者は、資料に記載した配置予定の現場代理人及び技術者を本工事に配すること。</p> <p>(3) 提出された参加資格確認申請書及び添付資料は、返却しないととも公表又は提出者に無断で他の目的に使用しないものとする。</p> <p>(4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。</p> <p>(5) 入札をした者は、この公告において示した内容等が不明であったとして異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>(7) 様式等は、当市ホームページよりダウンロードすること。 <a href="http://www.city.inashiki.lg.jp/">http://www.city.inashiki.lg.jp/</a></p> <p>(8) その他詳細不明の点については、次に照会すること。 稲敷市総務部管財課 契約検査係 〒300-0595 茨城県稲敷市江戸崎甲3277番地1 電話 029-892-2000 FAX 029-893-0388</p>